

議会改革推進会議「検討部会」会議録

平成28年4月11日

亀山市議会

議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 平成28年4月11日(月) 午後1時00分～午後2時47分
- 2 開催場所 第1委員会室
- 3 出席会員
部会長 服部孝規
副部会長 森美和子
部会員 西川憲行 高島真 豊田恵理
中崎孝彦
会長 前田耕一
副会長 岡本公秀
- 4 欠席会員 なし
- 5 事務局 議会事務局長 松井元郎 議事調査室長 渡邊靖文
村主健太郎 新山さおり
- 6 案件
1. 第38回検討部会の確認事項について
2. 議会改革白書2015への掲載内容の確認について
3. 議題
(1) 反問権の取り扱いについて
(2) 代表質問について
(3) 質問者の制限について
4. その他
- 7 経過 次のとおり

午後1時00分 開 会

○部会長（服部孝規君） 皆さん、こんにちは。

ただいまから、検討部会を開会いたします。

じゃあ、事項書に従って進めさせていただきます。

まず第38回検討部会の確認事項について、事務局より説明をお願いします。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） それでは、第38回の検討部会の確認事項ということで、1番目の議会の情報化については、前はタブレット端末の使用に関する要綱案と申し合わせ案をご確認いただきました。そして、その両方の案を3月25日の本会議の閉会后、推進会議を開催していただきまして、そこで全議員の皆さんにご承認いただき、3月25日から要綱と申し合わせを施行しているという状況でございます。

それから、反問権の取り扱いについてでございますが、このことにつきましては、3月の議案質疑のときに反問権が行使をされまして、そのときに執行部の反問している時間とそれに対する議員の再度の質問、それぞれの時間の時計をとめるかとめないかということで、少しそこで議論になりました。これまでの運用では、執行部側は、あくまで反問は内容の趣旨を確認するというので、答弁ではございませんので時計はとめておりました。議員側のそれに対する再度の質問は、これはあくまで再度、質問をもう一度やり直すということで時計は動かしておりました。このような運用をしておったわけなんですけど、両方ともとめるべきではないかという意見もありまして、再度議会改革推進会議の検討部会で議論をしていただき、最終は議会運営委員会のほうで決定をいただくということになるかと思いますが、そして各市の状況もご報告をさせていただきました。各市、今、県内では11市が反問権等の行使がされておりますけれども、各市運用はまちまちでございました。ただ、亀山市議会のように、片方をとめて片方をとめないというふうなことは亀山市だけで、他市については、両方とめるか両方とめないかの運用をされているという状況でございます。件数的に見ますと、質疑・質問時間両方とも含めているという市議会のほうが多いという結果は出ております。そして、検討部会の中で議論をしていただきまして、一応、両方時計をとめるか両方ともとめないか、これのいずれかだろうというところまでの結論はいただいておりますが、ですから現在の亀山市の片方をとめて片方をとめないといった運用ではなく、いずれか両方ともとめるかとめないかの方向で、各会派で一度意見を聞いてきてほしいということで、本日会派の意見をお聞きすることになってございます。

それから、3番目といたしまして、公聴会制度及び参考人制度と請願者の説明機会についてということでございますが、公聴会と参考人制度は従来からある制度でございまして、実際にこの制度を利用したことがございませんので、いつこういった事態が起こっても対応できるように、マニュアルをつくっていかうというものでございます。

そして、最近他市の議会では、請願者が請願を議会に持ってきたときに、できれば趣旨説明をしたいという申し出がある議会がふえてきておりまして、それを委員会の場等で実際にやっていたというところもございます。この取り扱いについて検討していこうということでございますが、一応、全国議長会のほうに、この取り扱いについて確認をさせていただきました。そうしたところ、請願者の説明機会、委員会でやっている市議会があるんですが、あくまで参考人制度を使って本来やるべきだということでございます。ですので、市民の方が委員会発言できる場というのは参考人制

度しかない。基本、委員会では議員と執行部しか発言の場が認められていない。それを市民の方でもできるようにするのは参考人制度を活用するしか根拠としてはないのではないかということですので、亀山市議会では参考人制度を活用して説明の機会を設けていこうということをご確認いただいて、現在事務局のほうで要綱案をつくっているところでございます。今回はその辺の確認をいただきました。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） 今の説明、確認はよろしいですか。

（発言する者なし）

○部会長（服部孝規君） それでは、2つ目の議会改革白書2015への掲載内容の確認についてお願いします。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 今回は、3月25日の議会改革推進会議におきまして、タブレット端末の運用に当たっての要綱と申し合わせをご承認いただきましたということで、それぞれ施行しておるということでございます。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） この点もよろしいですか。

（発言する者なし）

○部会長（服部孝規君） じゃあ、3つ目の議題に入っていきたいと思います。

まず1番目、反問権の取り扱いについてであります。

じゃあ、まず説明を。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） それでは、まず前回も説明させていただきましたが、お手元の資料2-1をごらんいただきたいと思います。

この表でございますけれども、いなべ市、志摩市、熊野市を除く11市で反問権について取り決めがあります。伊勢市さんだけは規定がなかったため、会議のときに協議をされたようではございますけれども、これを見ますと、ピンク色の部分の市、桑名、鈴鹿、松阪については、反問及び反問に対する答弁は質疑・質問時間に含めていない。黄色の部分、四日市、津市、伊賀、名張、鳥羽、尾鷲、これに伊勢市もそうですけれども、反問及び反問に対する答弁は、両方とも質疑・質問時間に含めているという結果が出ております。ですので、両方とも含めているほうが圧倒的に多いと。亀山市については、あくまで執行部の反問は趣旨の確認であって答弁ではないので時計は当然とめます。議員側は反問を受けて、改めて再度趣旨を明確にして質問し直すという意味で、質問の一つというふうな捉え方で時計は動かしておりました。

これらの資料も見ていただきまして、前回の部会では、やはり含めるなら両方含める、含めないなら両方含めない、そういう考え方でいいのではないかということで、亀山市の場合はその辺少し細かく運用しておった部分があったわけですけど、どちらかの運用でいいのではないかということで、各会派に一度持ち帰ってもらおうということになりましたので、きょうは各会派のご意見を伺わせていただきたいと思います。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） それでは、会派で意見を聞いていただいたところを順番に報告いただきたいと思うんですけれども、いかがですか。

中嶋委員。

○部会員（中崎孝彦君） 新和会としましては、新和会の中で協議したわけですが、やっぱりこれは反問権を行使ということで、また質問をもう一度明確にやり直すということですけど、これは時間に含めないということで。

○部会長（服部孝規君） ほかどうですか。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） ぼぶらのほうも含めないということでお願いします。

○部会長（服部孝規君） 豊田委員。

○部会員（豊田恵理君） 前回もそうだったんですけど、うちは含めるという方向だったんですけども、別にどちらも余りそんなにこだわることはないという形で協議しました。

○部会長（服部孝規君） 森副部会長。

○副部会長（森 美和子君） うちは含めるですよ。時計をとめないということは含めるということやね。

○部会長（服部孝規君） そうです。とめないということやね。公明党さんは。

あとは緑風会さんや。

高島君。

○部会員（高島 真君） 議論はしていたんですけども、結論に至っていないというか、半分に分かれるという感じというか、感触としては含めるというふうやと思うんですけども、まだはっきりは。

○部会長（服部孝規君） ああ、そうか。うちもまだきちっと結論が出ていない。いわば豊田委員が言ったみたいに、どちらかにすればいいんじゃないかというような感じです。

今、聞いていただいたようなことで、特にどちらかにぼんと決められるという状況にはない。ただ、室長も言ったように、どちらかにばらけてしまうというのはまずいので、両方とめるならとめる、とめないならとめないというふうに合わせておかないとあかんやろうということだけは間違いないと思うんですけど、どう進めますかね、これ。余り無理して多数決というのでもあかんし、当面6月議会というのがあるので、できればそこまでは出しておきたいんやけど、例えば両方とも含めてもええやないかという意見と、それから含めないという意見、それぞれそれに至った理由というのがあればちょっと聞かせてもらえると議論しやすいんやけれども。

森副部会長。

○副部会長（森 美和子君） やっぱり質問をする時間をいただいて質問するのですから、わかりやすく相手に伝わるように質問していくということが筋ですので、やっぱりそこを考えると、それが伝わらないということなので、やっぱりこっち側の問題として含めたらどうかなあというふうに思います。

○部会長（服部孝規君） 中崎委員。

○部会員（中崎孝彦君） 今、副部会長も言われましたけど、僕のところの場合は、明確にわかりやすく質問をするというのは大前提ですけど、明確に質問するというのは、例えば僕らが質問していて、理事者側の受け取り方もあるもんですから一概にそれは言えないということで、一遍質問して向こうが反問権を使ってもう一度同じ質問をするということですので、そういう場合やったらやっぱりそれは含めるべきじゃないという考え方です。幾ら僕らが明確にしているのやといっても、やっぱり受け

取り方のあれもありますので、そういうことをもうちょっと加味して含めないほうがいいんじゃないかという。

○部会長（服部孝規君） 他に。

豊田委員。

○部会員（豊田恵理君） うちも副部会長と同じなんですけど、質問は明確にしていく、それが理由で。ただ、どちらでもいいんじゃないかというのは変わらないんですが。

○部会長（服部孝規君） なるほどな。

前回もたしか言わせてもうたと思うんやけど、3月議会を見ていて私を感じたのは、櫻井清蔵議員の質問に対して市長が反問権を使われたんやけれども、あのケースで果たして反問せなあかんほど趣旨がわかりにくかったかなと思うと、僕はそうではないと思うんですわね。あの人の特徴やけれども、同じことを2回、3回繰り返し言うような形の質問をするので、だから逆に言いたいことはよう伝わっていると思うんやね。だから、その辺のところを考えると、何かあれを意図的に使われたんではないかなというような感じもする。逆に名前は出さないんやけれども、ある人の質問を聞いていたら、どうも意図がようわからん質問をしているのにずっと答弁に出てくるという、あのあたりを見ていると、やっぱり必ずしも議員側の責任だけでない部分も、駆け引きみたいなものがあらへんのかなと。例えば、事前に聞き取りしてあるので、だから本会議場で言うた内容としては曖昧でわかりにくいんやけれども、もう聞き取りでわかっているんで、この人が何を聞きたいかということは。だから、もう答弁書をつくってある。それをずっと読めるという、そんなことも含めて考えていくと、必ずしも議員の側に問われるようなものでもないようなものが3月議会で見受けられたので、そこらをどうするかあというちょっと迷いがあるの、私自身も。使おうと思えば幾らでも使えるわけやでね、反問権の行使。例えば、議長がということも言うたんやけれども、実際、議長が反問権を認めませんというのは非常にやりにくいと。それは、あなた、わかるんやないですかと言うたところで、いや、わからないから反問権をと言われたらそれまでやからね、議長は。だから、それは議長のところで整理するというのも無理やろうと思うし、だから言われることはよくわかるんやけれども、その辺も考えていくとちょっとこの辺どう考えていったらええのかなあというのを思うんやね。

会長、どうぞ。

○会長（前田耕一君） 済みません。本当は発言はちょっと遠慮せなあかんのやけれども、含める含めやんというのはどちらでもいいといえどどちらでもいいんやけれども、反問するということは質問の意図がわからないということで反問するんやでいいんやけれども、逆にこちらから質問して答弁が返ってくるわな。そんなことは聞いてへんと言うて、再度こういう趣旨の質問をしているんやという場合があるやん。そうすると、それにしてもやっぱり時間はロスしていくわけやな。全然違う答弁を持っておって、再質問すると。じゃあ、その辺も時間をとめるかというたらとめへんわな。それと同じようなことと違うかなという感じがしないこともないんですわ。とめるのであればそちらのほうも、全然違う答弁が来たんやから、これも余分な時間になってくるのでとめるべきと違うかというような感じもしないこともないので、反問権のときも僕はとめる必要はないんと違うかなという感じがしているの。それが正解かというとして決めて決めて正解にはならないと思うんやけれども、逆の立場を考えた場合、どう取り扱いをするというのはちょっと考えるべきと違うんかなあという感じも、今回の問題とはちょっと離れるかもわからへんけど。

○部会長（服部孝規君） なるほどな。

確かに限られた時間の中でどうやりとりするか、いわゆる駆け引きの部分も含めてあるわな。だから、会長言われるように、そういう問題も当然あるわけやね。そうすると、反問権の議論に合わせていったらそれもとめよと。要するに、聞いたことに対して的外れな答弁をしているんやから、その分時間をロスしたと。その分時間をとめてくれということだって考えられる話やでな。だから、やっぱり限られた時間の中でやりとりする、駆け引きするしかないんかもわからんけどね。

確かに難しいわな、これ。

もうちょっと議論しますわ。一遍意見を出してください。きょう、別に結論を出そうということではないもんで。

高島委員。

○部会員（高島 真君） 確かに皆さんが言われること、そうやと思うんですけども、僕が思うのは、いま一度会派に持って帰ってみんなと議論を、ここで議論をするよりも会派に持ち帰って議論して、明確な答えを一遍持ってきたいんですけども。

○部会長（服部孝規君） ああ、なるほど。

そうしたら、とにかく両方とも同じ扱いをするということは基本線で、一つ思い切って両方とも時間に含めるということはどうですかという聞き方をしてもらえますか。それに対してノーならノーでもええわけやけれども。両方とも含めますか、含めませんかという聞き方やなしに、両方とも時間に含めたらどうでしょうという提案について、会派としてどうですかということで。

高島委員。

○部会員（高島 真君） 時間を切らないということですね。

○部会長（服部孝規君） うん。とめないということ。両方ともとめない。これは、なぜそう言うかという、他市の状況を見ていると、やっぱりそれなりの数が含めている。だから、時間をとめないというほうが数としても多いもんで、これを基本にちょっと一遍投げかけを各会派へさせてもらって、その中で、いやいやこれは違うよと。反対ですよというんやったらそれはそれで構わんで、とにかくそんな投げ方を一遍していただきたい。この検討部会でも意見は分かれているし、それから各市の状況を見てもそちらのほうが数的には多いので、一応そういう方向で議論をしていただけませんかということで、会派へ持って帰ってもらうというわけにはいきませんか。どうですかね。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） そのときに、例えば一つ回数の問題もあると思うんです。今、この反問権を、部会でこれからもう少し反問権のマニュアルをつくっていこうというのも一つ課題に上がっていたと思うんですけど、その中の一つに回数制限とかをどうするのかというようなこともあったと思うんです。そうすると、例えば反問権を何回も行使されると、回数によってだんだん本当の質問の時間が2回、3回とされると減っていくというのもありますので、ちょっとそれとセットで考えてもらったほうがいいのかなという気はします。

○部会長（服部孝規君） ただ、森副部会長が言われるような趣旨で含めるということに立つのなら、要するに2回、3回されるとというのは質問の趣旨が伝え切れていないという理屈になるわね、これ。だから、回数制限をすることもおかしくならへんかなと思うんやわね。だから、あくまで趣旨が伝わらないから反問権があるんやといえ、反問権を使うということはイコール趣旨が伝わっていないと

いう、質問の仕方が悪いんだということになるので、そうなる回数制限するという話にはならないかなあと思ったりもするしね。

その辺どうですか、西川委員。

○部会員（西川憲行君） 今、回数の話も出てきたので、うちは含めないという方向で言っていますけれども、やっぱり言われるように、議員の側に責任があるという立場に立って言われればそうなのかもしれないですけれども、逆に先ほど部会長が言われたように、テクニックとして、やり方の駆け引きの問題としてやられるのであれば当然回数でということもあり得るし、何がわからないのかということすら向こうはわからないわけじゃないですか。

それと、今までのあれを見ていると、年に1回あるかないかですよ、反問権を使われているのは、現実ね。ということは、含めなくても実際に時間的にどれだけ押すんやという話になったとしたら、反問権の時間が1分ないし3分使ったとしても年に二、三分ということであれば、その分延長ということにしてもいいんじゃないかなあと。逆に時間をとめるのであれば、何回やられても問題はないということですし、それからもう1つ最後に言われたように、何回もということになると、議員の質問が悪いということになれば、答弁される理事者側のほうから、この議員の質問は何を言うておるか全くわからないということを暗に言われているのと同じということになりますので、議会としてそういうスタンスで、議員側に立つのか理事者側のやりやすいようにするのかという部分にかかわってきてしまうのかなあと思うので、時間的な考えで言えば、年に3分、長くても2回、3回あったとしても5分ぐらいで済むことであれば、今のやり方は統一するということになりましたので、変わるのであれば含まずに時間をとめてしっかりと趣旨をお互いが理解できるような議論をしていくほうがいいのではないかなあと思いますけれども。

○部会長（服部孝規君） 普通は、1人の質問中に2回、3回あるということはまず考えられやんと思うけどね。

じゃあ、一つは反問権を両方とも時間に含めるということはどうですかということをお願いいただくのと、それから回数を例えば1回に制限するとか、回数については制限しないとか、回数についても会派で聞いていただく。1人の質疑・質問に対して反問権は1回のみというふうに限定をするという考え方が1つ。それからもう1つの考え方は、回数には制限をしないということ。この2つ、2択で会派で聞いていただく。2つの問題をちょっと会派でもう一度聞いてきていただいて、今度5月にまた検討部会を開きますので、そのときまでにということ。また、できたら事務局でこういう項目を聞くというものをつくっていただいて、検討部会の委員さんに渡してもらおうとわかりやすいと思う。

じゃあ、そんなことで5月に再度協議をして、結論が出れば6月議会からということにしたいし、また同じような状況で意見が分かれるようであれば、再度また議論を続けていくということもあると思います。じゃあ、この問題は終わって、次に移りたいと思います。

次、代表質問について、事務局のほうから説明をお願いします。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） お手元の資料3-1をごらんいただきたいと思います。

県内市議会の代表質疑・質問の状況でございます。

これを見ておりますと、代表質疑を行っているところは、桑名市と亀山市のみと。代表質問を行っているところが、いなべ、四日市、鈴鹿、津市、松阪、熊野は試行ということと、あと伊賀は具体的

な話に踏み込めないために、逆に廃止をしておると。昨年3月に廃止をしたというふうな状況でございます。名張、伊勢、鳥羽、志摩、尾鷲については、代表質疑・代表質問ともに従前からないという、こんな状況でございます。

実施の状況を見てみますと、大半が代表質問に関しては3月定例会のみで、施政方針に対する質問が圧倒的に多いかと思えます。代表質疑は亀山、桑名ですけど、桑名を見てみますと、3月定例会で予算議案に対して質疑を行っているということで、決算についてはうちと違ってやっていない。四日市は、代表質問を施政方針に対する質問、もしくは所信表明に対する質問、これは市長の改選時ということでやっておると。鈴鹿も3月定例会のみ、改選時は6月ということですが、施政方針に対する質問、津市は毎定例会ごとに市政一般に関する質問をやっておると。松阪については3月定例会のみで、当初予算に対する質問、もしくは市長の所信表明に対する質問と。熊野は試行ということで、議会報告会の地域班ごとの代表質問を検討しているというふうなことでございます。ここは会派制もっていないという状況もでございます。

こういう状況で、あと会派の要件は2人以上、もしくは3人以上というのが結構分かれております。時間を見ておると、これもまちまちでございますけれども、40分のところもあれば60分、50分というところもあります。まちまちでございます。

代表と個別の状況はということで、両方できるのかということ、やはりこれについては圧倒的に不可が多いと。ただ、熊野市は代表、個別も可とはなっておりますけど、基本両方の質問は不可としているところが多いと。こういう状況でございます。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） はい、わかりました。

全体的に見ると、代表質問を取り入れているところが県下では圧倒的に多いということと、それから、それは3月定例会で施政方針に対しての質問という形が多いということ。時間はそれぞれ40分から60分の範囲ですけども、代表質問に立った議員は、個別の質問については質問できないという、こんな形が大体の傾向だろうというふうに思いますけれども、これについても、今のままでいくと9月議会で代表質疑をやれば9月議会はそのまいますけれども、一番早いのが来年の3月定例会のときに代表質問をするかせんかということになるので、時間的には議論する時間はあるんですけども、できるだけ皆さんの意見をいろいろと聞きながら進めていきたいと思っておりますので、今聞いた範囲内でそれぞれ意見がありましたら出していただけたらと思います。

今、代表質疑という形でしているんやけれども、よくある質疑というのは、歳入歳出の関係で、歳入に見合った歳出で予算が組まれているのかどうかというような聞き方をよくしたりするわね。それは、具体的に個別の予算やなくして、トータルのものとして、予算の組み方としてどう考えたんやというようなことを問うておるわけやね。ああいうような問題は別に代表質問でもええのかなあと。

それからもう1つは、今年度の予算の重点は何なんやとか、それから特徴は何なんやとか、どこに力点を置いたんやというようなことというのは、やっぱりまさに市長がこの1年間どこに重点を置いて、何を重視して予算を組んだんやというようなことについて聞くわけやから、そんなものもやっぱり代表質問にすれば非常に聞く幅がフリーにならへんかなあというふうに思う。だから、そういう意味では、非常に聞く側が聞きやすい。例えばよく言われる、議長が常に言う、質疑であって、意見を述べないみたいなことを必ず言われるんやけれども、そういう部分も代表質問にすれば別に何も一般質問と一緒に言えるし、その中にももちろん個別の予算案を取り上げてやることもできるわけやね。

だから、議案質疑的なことを一般質問に含めることは十分できる。逆はできへんわけやね。議案質疑のときに一般質問的なことはできやんけれども、逆はできると。だから、代表質問にすれば、いわゆる代表質疑でやっているような中身も含めてできるし、それよりももうちょっと幅を広げられるというのか、質問する側もそんなに自分の意見を述べてはならないとか、そんなことにとらわれることもなくやれるという、そういうメリットがあるんやないかなというふうに思うんです、私はね。で、こういう提案をさせてもらっているんやけれども、質疑の限界をある意味ちょっと超えられるようなことができるのかなというふうに思うんです。

西川委員、どうぞ。

○部会員（西川憲行君） 今の部会長の話に対してですけど、他市を見ると、施政方針に対する質問というふうに範疇が絞られていますね、他市は。そうすると、今の話やと、この範疇を絞らないという方向で代表質疑から代表質問に変えるということでしょうか。

○部会長（服部孝規君） いや、それはこの範疇で十分やれると思うの。この範疇でね。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） そうなると、例えばこれ、もっといくと代表と個別はしないというふうに多分方向性もなると思うんですけど、そうなったときに代表質問をした方が、自分がした一般質問のピンポイントの話ができなくなるのかということも出てくると思うんですけども、この範疇を絞らないんだったら全体的な話も聞きながら個別、個別というか、自分の聞きたいピンポイントの話も聞けるよという話になると思うんですけど、代表質問とすると施政方針に対する質問しかだめですよとなると、その細かなところ、自分がピンポイントで聞きたいところに行けなくなるのかなあという疑問点が出てくるんですけど、その点はどうお考えですか。

○部会長（服部孝規君） 一般質問というのは、いわゆる議案質疑と違うところというのは、極端なことを言うと、いつでもできるという、この議会でないとできないというのは議案質疑だけなんやけれども、そういう意味でいくと、このときに代表質問をしたから今やっているような一般質問はできないということで困るということは、そんなにはないのかなあ。例えば、そういうものを持っておる人やったら代表質問からその人を外すとかいうのは会派の中で幾らでもできると思うし、調整はね。誰が代表質問に立つかということについての調整は会派の中でできるので、どうしても一般質問でこの課題をやりたいということがあるんやったら、その人は代表質問から外すとかいうことも可能なので、別にそれは可能なあ私と思いますけれども。

一応、議論しやすいように投げかけをさせてもらっているだけで、これでいこうという話ではない、そのことだけは。何かがないと議論しにくいので。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） そうしたら、施政方針に対する質問という範囲が、多分要素が多いんですけど、それプラス予算も決算もということだと思えますよね、今の話だと。全体的な質問をしていくんだということは認識としていいんですかね。ただ、施政方針の中にある、例えば市長がここをやりたいというピンポイントについては、当然施政方針の中の話なので、そこのピンポイントに持っていくことは可能だと思うんですけども、その程度の変更やというふうに理解しておけばいいですね。

○部会長（服部孝規君） 僕は、いつも質疑で苦労するのは予算に盛られなかったやつで、要するに質疑というのは、予算にのったやつをただすわけやな。だから、予算に乗っていないものを、予

算化されなかったものをただすということは、議案質疑としてはあり得んわけやね。議案に何もあらへんのやから。だけど、代表質問ということになれば、なぜ予算化しなかったんやと。こういう大事なことをなぜ予算化しなかったんやということが代表質問なら言えるわけね。質疑の場合にはそれができないわけね。上がっている議案の中から問題点を拾い上げて、これはどういう予算なんやということは言えるけれども、だからそういう意味でも広く全般的に物が聞けるというのか、そういう意味で幅があるんかなという。多分、施政方針やとか、それから予算を見れば、市全体のことが大体網羅されているので、何を聞いても外れていくことはないやろうというふうには思うのやけどね。

会長、どうぞ。

○会長（前田耕一君） 各議会で質問の人数を制限しているところもあると思うんやわ。

何かうちは、年に1回しか質問させてもらえんのかなというようなところもあるみたいで、各会派によって会派の人数が多いところやと思うんやけど、それによってもどのような形でいくかというのは状況で変わってくるんじゃないかなという感じもしないこともないんやけど、うちは全部フリーやもんな。各市議会が全くフリーなのかというと、必ずしもそうやないケースもあるんやないかと思うんやけど、僕は全部把握しているわけやないけれども、それによっても変わってくると違うんかなあと思うて。

○部会長（服部孝規君） 一応、一通りほかの人の意見を出してもうて。これも別にきょう結論を出すという話でもないの、議論だけ積み上げていきたいということだけで。

森副部会長。

○副部会長（森 美和子君） 私は、ぜひやっていただきたいなあと思います。代表質疑で予算のときにやっても、会派から大体1人ずつ出てこられますけど、内容がかぶってくる場合も多々ありますし、また予算決算委員会というのは全員でされますので、そのときにも聞けるということもあります。市長が3月の定例会で、1年間どういった予算を組んで、どういった事業を基本的に進めていきたいという思いが詰まっているのがやっぱりこの3月の施政方針だと思うので、その点についてやっぱり一つ一つ気になるところを聞くということは、私は大事なことなんじゃないかなあと思います。

あと代表と個別の状況は、亀山やったら亀山の状況で両方できるとか、鈴鹿なんかは、不可との規定はないが通常行わないみたいな感じで書いてありますので、そういった緩い感じでも別につけておけばいいのかなあと思うんですが。

○部会長（服部孝規君） ほかの方、どうですか。現時点での考えで結構ですけれども。

高島委員。

○部会員（高島 真君） 今、現時点でばつと聞いての話なんですけれども、代表質問とか代表質疑、僕はできることならしていけばいいと思うんですよ、どんなことでもね。だけど、あれもこれもじゃなくて、どこかにこれをしたらこれをやめておくという制限をかけながらやっていったほうがあれもこれもじゃなくなってくるので、こういう新しいことは僕は取り入れていくべきだと思う。その中には、一応制限をかけてやっていくのが筋というか、いいのかなあ。これをしたから一般の普通の質問をやめておくとか、そういうのをやっていけば、議会としての締まりとか、そういうものが出てくるんじゃないかなあと思います。

○部会長（服部孝規君） 要するに、個別とあれは分けて。代表をしたら個別をやめるとかというふうな、そういうことやね。

豊田委員、どうですか。

○部会員（豊田恵理君） 悩んでいます。代表質問をしたら個別ができない……。

したいなあ。うーん、今聞いたときは、私は、それは厳しいなあと思いました。

○部会長（服部孝規君） ああ、なるほどなあ。個別の問題がね。

中崎委員はどうですか。

○部会員（中崎孝彦君） ちょっと僕も今ずうっと考えていたんですけど、代表質問というて、例えばここに書いてあるように、施政方針に対する質問を代表ですということだけ、施政方針に対する質問は一般質問でももちろんできるわけやもんで、別に、僕もようわからんのやけど、代表質問で何もせんでも一般質問の中で施政方針に対することもやって、そしてまた個別のこともやれるわけやもんで、そうすると代表質問した人は個別がやれやんというようなことも今言うておったけど、それはまだ決まったわけやないんやけど、そんなことでもないもんで、別に極端なことでもようわからんのやけれども、別にあえて代表質問せんでも一般質問で施政方針に対する質問とか個別もまてて45分の中でやればええかなあと、僕はそれを今思っておったんですけど。

○部会長（服部孝規君） 例えばまず1つは、今現在代表質疑をやれるようになっておるわけやね、3月と9月。少なくとも3月については、質疑やなくて質問にしようというのが1つの考え。だから、質疑やと制限があるのを質問にすれば枠がとれるというのか、広く聞けるという。

それからもう1つは、中崎さんが言われたようなことについては、今現在、例えば一般質問でやられる方が見えるわけよ。議案質疑ではどうもなじまないし、聞きにくいので、議案質疑とするとね。そうするとやりにくいので、一般質問の中でやられる方が見える。それを例えば取り入れられるのであれば、会派として代表質問はしません。だから、あとは各会派の人間が個別の質問をやります。その個別の質問の中で、いわゆる代表質問的な中身のことに触れますと。それをすると、例えば悩んでみえる個別の問題も一般質問もあわせてできるわけやね。代表質問の中で個別の一般質問はできやんけれども、一般質問の中で代表質問的なことをやって、あと個別の問題、例えば道路がどうかというような、そういう問題をやることはできるわけやね。だから、そういう方法もやり方としてはありかなというふうには思います。代表質問ができるというふうにして、例えばやらないという選択肢もあるんやと思うんですよ、会派によっては。うちは代表質問をやりませんと。そのかわりその内容については、一般質問の中で聞きますというのもありかなというふうに思うんやけれども、そんなことも幅広く考えたらどうかなあとと思います。

中崎委員。

○部会員（中崎孝彦君） 今、部会長が言われたんですけど、例えばの話、仮定の話ですけど、代表質問を取り入れるということになったときに、それはそれでええと思うんや。会派で決めればええわけやで。わしのところは代表質問しませんわと。一般質問の中で僕が言うたようなことを一緒にやりますよということでそれはそれでええと思うんやけど、ただあえて代表質問というふうなことですることが必要かなあと今ちょっと思ったもんやで。

例えば予算の代表質疑でも、出してくる代表がないという場合があるもんで、それは一緒のことやと思う。

（発言する者あり）

○部会長（服部孝規君） それもあるんやな。いろんな方法が考えられるとは思いますが。

高島委員。

○部会員（高島 真君） 僕は、非常にええことやと思います。その枠を取っ払って一遍やってみればええんですよ。それがあかんのやったらまた変えることはどんだけでもできますので、狭くなるんやったらすごく議論は必要やと思うんです。広くなることに関しては、僕はある程度その辺で一遍やってみるのも手やと思います。

○部会長（服部孝規君） だから、極端に言うたら、今やっている代表質疑と変わらないような形でやれる人もおるかもわからんね。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） 本質的な部分では、質疑と質問の違いの部分があると思うんですよ。あくまで代表質疑を3月と9月にやっているのは、予算は採決して決めますよね。それで決算の認定と。それに対して代表質疑をするということは、その議案に対して我々の賛否をどうするかという質問なわけじゃないですか。これを代表質問という形にしてしまうと、賛否とは違うところでの自分の意見が言えるわけだ。そうすると、質疑の場合、意見が言えないということは、結局、現在は中立の中で話を聞いて、議論をした上で最終的に賛否判断しますという、そこの本質的な部分があるので、質疑と質問の違いがそこにあるじゃないですか。となると、質問の範囲は広がるけれども、やっぱりそれはあくまでも採決に向けた質問であるべきなのか。一般質問に変えるということは、一般質問は採決は一切関係ないですよ、基本的には。関連する質問をされる方もいますけど、でも基本的にはこの道路はどうなっておるのやとか、高島委員が言われるように、通学路を、ここを何とかしてくれよという話の質問ができるわけですよ。ただそれを、3月の予算が出てきたときに、ここの通学路の予算が入ってへんけど、この通学路の予算をつけてくれよというようなことはちょっと質疑とは全然違ってきますよね、本質的な部分でですよ。当然、個別なので今回の話でもそういう話はしないということですけども、ただ質問となると、採決に向けた議論というところから外れてしまわないのかなあというのはどうお考えなのかなあ。

○部会長（服部孝規君） 1つ気になっているのは、国会を見ていると、国会の代表質問というのは、まとめて全部質問して、まとめて全部答弁して、1回切りなんよ。そういうやり方を例えば各市の代表質問というのはやっているのか、それともいわゆる一問一答方式みたいな形でやっているのかということも一つ調べないとあかんなと思って、例えば1回切り、だからこれについてどうお考えですかと聞いて、それに対して答えが返ってきてというような形で終わってしまう。だから、一問一答やなくして、1回聞いて1回答えて、次に移ってまた1回聞いて1回答えるという国会方式のやり方をもししていくとすれば、そんなに西川委員が言われるような、要するにやりとりする中で、議論する中で自分の意見がいろいろ出てくるけれども、最初の段階でこう我々は考えるけれども、これについてはどう考えて予算を組んだんやとか、市長はどう考えているんやというようなことを1回聞いて、それに対して市長が答える。そこで終わるんやったらもうそれ以上議論になっていかへんので、それは問題ないかなと。そんなに議案質疑と変わらへんのかなと思うたりもするし、その辺のところをちょっと、よそがどうしているのかなあといろいろ調べてみる必要があるかなと思って。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） 僕、別に代表質問に変えることを反対とかいうわけではないんですよ。疑問点として整理していく上でどうなのかなあと思った点なんですけど、もう1点、今の代表質疑の中

の範疇に、市長の施政方針に対する部分も質問できるというふうにはできないのかなあと。そうすると、今言われたように、予算を組む中に当然市長の考え方、幾つかの柱、部門別に言われていますわね。そうすると、それぞれの考え方が当然予算に反映されているので、予算質疑をする中で、ここにはこういうふうに書かれているというか、言われている中で、この考え方はどうなんですかという質問をもう少し具体的にできれば代表質疑の幅が広がるような気がするんですけど、今のところやったら施政方針に関しては一般質問に持っていかとという流れがあるんですけど、どうなんでしょうか。

○部会長（服部孝規君） いや、それは別に今の質疑でもできると思うの。施政方針に関して、僕もこの3月にやったけれども、施政方針で市長が述べたことに対して、これについてはどうなんやということを持たすことは別に議案質疑でも何でも構わんと思うのやね。ただ、そこから発展していった場合に、どうしても自分の意見も入れていろいろ言うていくと、それこそ議案質疑やなしに一般質問になっているやないかというような批判が出てくるので、批判が出ないようにするためには、代表質問としたほうがやりやすいんかなというふうに思うの。だから、さっき言った一般質問でやるというのもそういう意味なん。だから、そういう枠が外れることによって、議案質疑から外れているよと言われることのない形でやれるというのか、そういうメリットがあるかなということだけ。

だから、できるのはできると思うよ、議案質疑で。今の議案質疑で十分それができますよという議員さんもおると思うの。何もわざわざ代表質問にしてもらわなくても、今の議案質疑でも十分私はできますよという議員さんもおると思う。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） それで、個別質問がなくなってしまうと、本当に自分が今取り組んでいる問題とか、ここで言いたいというのが多分、あとは継続して言いたい部分というのが言えなくなった場合、会派で、代表質問に出やんと個別でやりますわという振り分けをすればええわとなったときに、会派から誰も代表質問に出やんとという状況が生まれたときに、いやいや、4人会派のところは4人のうちの1人はかわりばんこに出よにと。でも2人会派のところは3つ現にありますよね。そうなるよ、いや、俺も個別がしたいんや、こっちもしたいんやわとなったときに、個別ばかりになったときにこの制度があつてというのがどうなのかなあという。

○部会長（服部孝規君） 豊田委員。

○部会員（豊田恵理君） 実際うちはそうなんですけど、例えば2人会派で1人が予算決算委員長だったりすると、もう確実に私しかできないんですわ。だけど、私は本当にやりたいものがあつて、それをだめだけどするとかということが実際何回かありますので、結構きついなあという気は、私がというよりは、そういうふうなことになる議員もいるのかなあというふうには感じます。

○部会長（服部孝規君） それは、代表質問をせんという選択肢もあるでね。今までの代表質疑でもせんというのはあつたと思うでな。だから、それはそういう判断でもええと思うよ、会派の判断で。

森副部会長。

○副部会長（森 美和子君） 別に、代表して個別をするのが不可と決まっているわけじゃないので、亀山としてそこを含めるという議論をしたらできるんじゃないかなあと思うんですけど。

○部会長（服部孝規君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 代表、個別不可というのは、代表質問は代表質問でやって、また個

別は個別でやるということが不可という意味で、代表質問の中に、今も代表質疑の中に個別質疑が入ったりしますが、代表質問が例えば60分という時間の中で、施政方針に対する質問を例えば20分、30分して、残り30分は個別の質問もありやと思うんです。

○部会長（服部孝規君） 今の代表質疑と一緒にや。

中崎委員。

○部会員（中崎孝彦君） わしもそれを今渡邊室長に聞いて、それなら別に問題ないと思うんやわ。わしはそんなことを思うておらへんもんやで、代表質問した人はもう個別ができやんと思うておったもんやで一般質問と同じやないかということ言うたけど、それなら別に代表質問に移っても個別もできるなら、それならええわけよ。

○部会長（服部孝規君） 高島委員。

○部会員（高島 真君） 僕、一番最初に言うたように、代表する人に60分時間があるとしたら、45分はいろいろして、個別を15分したらええんですよ。僕が言うのは、あれもこれもになると、代表をした、日が変わって個別をするというのは僕はいかなものかと思うんですよ。その中である程度の制約をかけておいて、代表をされるのやったらされるでその中で自分の分も含めるといふ感じでしたらどうでしょうかということ、これをしてあれもするといふのはちょっとどうかなあと。

○部会長（服部孝規君） 大分煮詰まってきた、今の代表質疑自体がそういうルールなのね。だから、50分の中で50分丸々いわゆる代表質疑的なことをせなあかんということやなくて、その中の1つ2つ、時間にして何分というのは自分で決めて、残った時間を個別質疑も可になっておるわけやね。だから、それをそのまま質疑という名前を質問に変えて、要するにさっきから何遍も言うように、議案質疑という制約から外れた形で市長とやりとりができるような形にするという。だから、市長の施政方針というのか、どういう考えで今年度やるのやという大きなことをやっぱり問うということは必ずやらしてもらわなければならないと思うけど、代表質問をする場合には、だから、それをやった上で、あと個別のことについて聞きますといふのはええやろうというような形にしてはどうなんやろうな。

中崎委員。

○部会員（中崎孝彦君） 渡邊室長の話聞いて、それなら代表質問にして個別もできるということなら、今まで代表質疑をしていたときに、ずうっと議論が深まっていくとわからんようになってきて、しまいにはこんなものは一般質問と違うのかというようなことが出てくるもんで、それがなくなるとやんか。そやで、そういうことなら、代表質問はありやなあ僕は今思いました。ちょっと認識が、渡邊室長に聞いてようわかった。

○部会長（服部孝規君） なるほどな。ちょっとその実態、さっき言った、ここできょう出たような、もう1つは一問一答なのかどうかとか、国会のように、1回ぽんと聞いて一括質疑、一括答弁やな、あれ。一括のやり方をしているんや、国会はな。そういうやり方をしているのか、一問一答式でやっているのかというようなこととか、それから代表質問の中に個別のあれを含めてやっているのかどうか。それは要するに、議案質疑的なものも含められるし、それから一般質問ももちろん含められるという意味やと思うんやけど、そういう個別のものも代表質問の中で入れているのかどうかというようなことを一度。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） あと、議長の言われた回数制限の話、議員の。

○部会長（服部孝規君） ああ、はいはい。その辺の実態をちょっと調べていただけますか。もう一度それもまた資料が出て議論をしたいというふうに思いますけれども、これはできるだけ時間をかけて、みんなが納得してもらわないとなかなかいかん問題やと思うので。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） これ、例えば、施政方針の中にも予算に関する部分の話もありますやろうし、目玉の条例のことも当然出てきますやろうし、そうするとそういうのは全部議案になって出てくるものですので、議案質疑との関係もありますので、ちょっとその辺も、他市さんもどのように、施政方針に対する質問で議案質疑と一般質問のすみ分けを徹底しているのか、やはり余り議案のことを一般質問でやっていくと、本当に自分の意見も言うて、場合によっては賛成か反対まで話が及んでいく場合も出てくると思いますので、やっぱりその辺のすみ分けは一回ちょっと確認もしてみたいと思います。

○部会長（服部孝規君） そういう何か要綱的なものがあるんやったらもらったらいいですね。

じゃあ、そんなことで、再度また資料が出た段階で議論をして、できるだけ皆さんが納得いくような形でやっていきたいと思います。

では、休憩を2時15分まで10分間。

午後2時03分 休憩

午後2時12分 再開

○部会長（服部孝規君） それじゃあ、休憩前に引き続き再開いたします。

先ほどの代表質問の問題に関しては、引き続きまた新たな資料を検討部会に出さしてもらって議論をしていきたいというふうに思います。

3番目の質問者の制限についてということに入りたいと思います。

事務局、お願いします。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） それでは、資料4をごらんいただきたいと思います。

これは、もともと検討部会のほうでは監査委員さんについて、質疑・質問の時間をとることができないのかというのが発端でしたんですけど、一応、県内各市議会に、質問に関して制限を加えておるかということで、監査委員に限定したわけじゃなく、何か制限をかけているところがありますかということで照会をかけております。

その前に、ちょっと次のページから先に見ていただきたいと思うんですけども、監査委員さんに質問・質疑を設けるかどうかということに当たって、今書いてあるのは地方自治法の198条の3というので、監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、常に公正普遍の態度を保持して監査をしなければならない。それから第2項として、監査委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とするというふうな、これがまず地方自治法の規定にございます。これ以外、会議規則等々でも監査委員さんの質問を制限するような規定というのは特にございません。これを一つ前提といたしまして、ちょっと各市の状況を、1ページ目に戻っていただきたいというふうに思います。

まず本会議からでございますが、いなべ市につきましては、申し合わせにより、監査委員は質疑・質問は行わないと。ですので、多分、副議長はここに書いていないのでできるということでございます。

す。

これの根拠なんですけれども、やはり従前からの申し合わせですので、今の事務局に尋ねてもなかなか明快な回答は得られないわけなんです。根拠としては、先ほどの地方自治法の守秘義務という点があるかと思えます。他の議会では、例えば監査で知り得たこと以外であったら質問はできるといふふうに申し合わせ等で決めているところもございます。ただ、いなべ市さんは行わないとして、その理由としては、職務上知り得たことという判断が難しいと。監査の方ならわかるかと思うんですけど、当然、議員さん側から見れば、監査に行っている監査委員さんしかそれが監査上知り得たかどうかというのは多分わからないと思えますので、その辺の判断が難しいということではないかなということだと推測されます。

桑名市さんは、慣例で副議長、監査委員は質疑・質問を行わないと。理由としては、監査委員さんはいなべ市さんと同じような内容で、副議長は立場上というふうな回答でございました。

四日市につきましては、質疑・質問は行えるが、慣例により監査委員は監査上知り得たことに関する質疑・質問は行わないと。根拠としては、先ほどの自治法の守秘義務と。

鈴鹿市は、慣例により副議長、監査委員は質疑・質問は行わないというだけでございます。

津市は、申し合わせにより、任期中及びその後の決算審査終了まで質疑・質問は行わないと、次の決算審査まで延ばした形になってございます。そして、申し合わせにより副議長も質疑・質問は行わないということでございます。

松阪市は、慣例により監査委員は質疑・質問は行わない。根拠としては、地方自治法の関係だと。

伊賀市、制限はないが慣例により副議長、監査委員は質疑・質問は行っていないと。監査委員、副議長の立場を考慮しているのではないかという回答でございました。

名張は制限なし。

伊勢市については、慣例により副議長、監査委員は質疑・質問は行わないと。根拠は、守秘義務としております。委員会では質疑を可としていることで、地方自治法の中で最大限権利を認めているのではないかと。これは、議員は質問ができる当然権利があるので、最大限そちらを委員会のほうで権利を認めているのではないかとということでございます。

鳥羽市は、質疑・質問は行えるが、慣例により監査委員は監査上知り得たことに関する質疑・質問は行わないと。これは、自治法の守秘義務と。

志摩市も鳥羽市と全く同じです。

熊野市は制限なし。

尾鷲市は、慣例により監査委員は一般質問は行わない。根拠は、地方自治法の守秘義務と。

次、委員会へ行きますけれども、委員会となっていくと、いなべ市さんは制限なし。ここは、予算決算委員会もないということでございます。

桑名市につきましては、申し合わせにより、監査委員は決算特別委員会に所属しないと。決算のほうはだめですということですね。

四日市さんも決算常任委員会には所属しないということでございます。

鈴鹿市は、申し合わせにより副議長、監査委員は予算決算常任委員会に所属しないということで、所属していないから質問もできないということです。

津市は申し合わせにより、監査委員は任期中及びその後の決算審査終了後まで決算特別委員会に所

属しないと。

松阪市、申し合わせにより監査委員は決算特別委員会に所属しない。

伊賀市は、申し合わせにより監査委員は決算常任委員会に所属しないと。

名張市は、制限なしということでございます。

伊勢市は、監査委員は決算特別委員会に所属しない。

鳥羽市は、監査委員は予算決算委員会に所属するが、慣例により欠席しているという、これは守秘義務からということですか。

志摩市は、監査委員は予算決算委員会に所属し、質疑は行えるが、慣例により監査委員は監査上知り得たことに関する質疑は行わないということですので、知り得たこと以外については質問できるということだと思います。

熊野市は、制限はないが、そのときの監査委員さんの判断により質疑を行わないこともあると。

尾鷲市は、監査委員は予算決算常任委員会に所属するが、原則慣例により質疑は行わない。

議長会のほうにもちょっと確認をしました。そうすると、やはり地方自治法の198条の3の第2項に、監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないと。じゃあ、監査委員をやめた後はどうなのかというと、当然これはその後にその職を退いた後も同様と。先ほど見ていただきましたが、第2項にその職を退いた後も同様とするという規定がございますので、その守秘義務はずっと続いていくということで、知り得た情報に関しての質問は当然ずっとできないということはあるかと思えます。

その他の部分については、地方自治法、会議規則等において、特に監査委員の発言を制限する事項はないと。全国的にも監査委員の質問の制限の状況は、先ほどの県内もばらばらですけど、ばらばらですと。議長会としても統一見解は持っていません。あくまで市町の判断です。監査委員の質疑・質問を行わないとしているのは、そうしない場合に職務上知り得た事項の判断が難しく、議員の良識に委ねる部分が大きくなってしまわないでしょうかというふうな、これは意見としてこういう意見をいただきました。ですので、結構この表現を利用して、例えば本会議でいなべ市とか桑名市、この辺にも書いてありますけれども、職務上知り得たことに限定していないのは、判断が難しいためではないかと。これは今の事務局の職員も、推測でしかちょっとわからないということがございます。

各市の状況は以上でございます。

○部会長（服部孝規君） この課題については、最短で11月の改選以降ということで、今議論をしたとしても、最短で11月の改選以降の新しい監査委員さんから適用になるということにはなるやろうと思います。これを見ても本会議に関しては、制限なしが2市と、それから行えるが知り得たことはだめだというのが3市かな。あとはだめだという、そういう感じになっています。

それから、委員会のほうはうちよりも厳しくて、所属しないというところが半数近く。欠席というのはちょっと疑問を感じますがけれども、いずれにしても、要するにその場にはいないというような、こんなふうなことになっています。これに関してのご意見をまずお伺いしたいと思います。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） 監査委員当事者が言うのも変な話なんですけれども、多分これ、質疑・質問を行わない、監査で知り得た守秘義務というところで必ずひっかかってくると思うんですけど、質疑というのは上程議案ですので、上程議案というのは新しいことが多いわけですので、その点に関し

ては監査には関係ないですよ。決算に関しては、当然監査で認定をされたものが決算として議会上程されますので、監査委員は当然決算の中身は全部知っている。もちろん監査委員も監査報告に印鑑を押してあるとおり、承認をした上で出されていますので、決算に関しては全く論外だと思わすけれども、ただ新規に出てくるもの、予算、そういう意味でいえば、本当に監査委員一人一人の資質にかかわってくるものかもしれないですけれども、知り得たことではない部分での質問とかは、質疑・質問であっても別にしてもいいのかなあという気はします。ただ、決算に関しては、このところでも予算決算委員会は所属しないというふうに出ていますので、それは多分、今でいえば、26年度の決算を今の監査が見ていて、各細かいところを見た上で決算に臨んでいますので、それを踏まえて次の新年度の予算が出ているので、多分、次の予算決算審査終了までという厳しいところもあるのもそういうことかなあとは思わすけれども、非常に難しいとは思わすけれども。

○部会長（服部孝規君） どうぞご意見を。

副部会長も監査経験があるので、どうですか。この中でというと。

○副部会長（森 美和子君） 監査で知り得た情報とか、そういうものは守秘義務にひっかかってくるということはよくわかるんですけど、それを誰が判断するかと言われると口をつぐんでしまうんですけど、全く外れたというか、私が、自分が監査をしているときに、例えば今回の一般質問させてもらった障害者差別解消法でも、法改正が決まってくるということもわかっていたので早目にやりたかったんですけど、やっぱり監査でできないという中でしなかったんですけど、でもそんなに亀山市の守秘義務にひっかかるようなところは全くなくて、法改正に対する市の考え方を聞きたいと思うことなんかには制限がかかってくるということはやっぱりちょっと違うのかなあ。議員が質問をするということに制限をかけるということは少し違うのかなあと思ったので、今回私は監査委員でもできる場合があるんじゃないかという門戸を開きたいなというのは一つあったんですけど、ほかの市町を見ると非常に厳しいなあというのは思いました。

○部会長（服部孝規君） なるほど。

守秘義務というやつは、例えば数字上、議会に示されていないような数字を別に当局から資料をもらったわけでもなく、示して質疑をしたら質問をしたら、これは守秘義務に反するということになるんやろうけれども、例えば時間外のあれをずうっと見ておると、部署によって物すごく偏りがあつたりとか、それから1つの部署でも個人に物すごく偏りがあつたりというような実態が見えるわけよな。そういう実態を見たときに、こういう問題意識を持つわね。果たして時間外、人の配置はちゃんとできているのか。それから、時間外の命令が、本当にみんなでやれば早く済むやつを担当者一人が背負って仕事をしておらへんのかとかいうような実態が出てくるもので、そういう問題点というのは当然頭に残ってくるから、それを一般質問でやったりとかということはあり得るわね。だから、それはある意味、職務上知り得たことなんやけれども、そういう形で出す分には何ら問題ないと思うのや。

だから、そこらの線引きが難しいの。例えば具体的に、自分が監査をやった平成二十何年度の時間外がどここの部署はどれだけでどうという数字をぼんと出してしまおうと、出して議論するとあかんけれども、時間外がどれだけで、部署に偏りがあらへんのかと。部署の中でも各個人のあれによって物すごく偏りがあらへんのかどうかということを一般質問でやる分には問題ないんやと思う。ただ、そのことをたどっていけば、これは職務上知り得たことになるやないかということにもなってくる。

そうすると、監査をした人はほとんど、多分、質問ができなくなってくるんじゃないかと。そういうふうなことでね。だから、あくまでも僕は生の数字を出すということ、監査で知った、議会にオープンにされていない生の数字をぼんと出してしまおうとか、そういうことはあかんのやと思うな。それは守秘義務なんですよ。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） ここにはあくまで守秘義務で知り得た秘密となっていますので、ただ今言われた数字は、議員側が資料として出してくれと言ったら出てくる数字なんですよ。

○部会長（服部孝規君） ああ、それはええわな。そういう手続を踏んだらね。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） そうです。それと、あと情報公開請求すれば出てくる数字とかは秘密ではないですよ。だから、そこは職務で知っても秘密ではないので、今言われたように、これは言えやんよねということではなくて、ただ知るきっかけが監査であっただけで、でも知ったのは秘密を知ったわけではないですよ。だから、森さんが言われたように、言うのに何ら支障はないと思うんですよ、この守秘義務違反ということではいへば。

ただ、守秘義務で本当に監査で言うてはいけないことというのは、情報公開請求しても黒塗りでしか出てこない部分ですよ、個人情報とか。監査においては、そこは黒塗りでは絶対出てこない。全部読めるようになっていますので、それを情報公開請求したり、もしくは議員が資料請求したときに出てこない、これは見せられませんという部分については、秘密として、それは監査の職務が終わった後もずっと言うてはいけないと思うんですよ。だから、監査でネタもとというか、もともとの今言われた残業時間の云々ということ、これはおかしいなあということを知ったとしても、それを理事者側にこの資料を何年分くれと言って、もらった上で質問するのであれば問題ないと思うので、だからそういう意味で、秘密という部分に関してはそうではないかなあというふうに思います。

○部会長（服部孝規君） 高島委員。

○部会員（高島 真君） それは、僕は会社におるんやけど真っ向から違う話であって、残業云々を知り得ておって情報公開をしたときに出てくること、それを聞くきっかけをつかんだのは監査の職にあったということやもんで、それは守秘義務に絶対ひっかかるの、それは。

○部会長（服部孝規君） いや、ちょっと例が悪かったかもわからんけど、西川委員が言うように、市が情報公開請求すれば出てくるような資料を使ってやることについては、何ら別に守秘義務に反しないと思うんです、それは。

高島委員。

○部会員（高島 真君） いや、そこが多かったもんでそれを聞くというのは、監査職にあったから多いというのがわかるわけなんですわ。

○部会長（服部孝規君） だから、それを本当に厳格にやっていくと、監査委員を1回やるとなかなか質問はできなくなってくるという。

はい、会長どうぞ。

○会長（前田耕一君） 高島委員やら、いろいろ出ているけれども、僕はまた別個の意見、監査をしていて感じたことがあるんやわ。確かに、例えば36協定の問題とか、いろいろ休暇の問題とかがあるんやわ。わかるわな、監査していたら。それを例えば本会議なんかで、一般質問か何でも構わへん

わな。質問するとするやんか。質問する必要はないやん。監査でわかったらそこで指摘すればええだけのことやで。そうやろう。何でわざわざそこで質問をせんならんと思うの。監査して、例えば時間外が多かったと。偏っていると今部会長言ったようにあったら、そこで指摘したらええだけのことやんか。また一般質問でわざわざそこへ持ち出さんならんかなというのには僕は疑問なのさ。

○部会長（服部孝規君） それが改まっていないという。

○会長（前田耕一君） それは、改まっていなかったら次チェックを、そのときになって初めて質問したらええわけやんか。よう言うのは、その場で指摘して、年に1回、2回と監査の場があるんやし、あとの結果報告ももらうわけやんか、監査としては。そのときに、半年たってどう変わったということをチェックしていけばええわけやろう。何でわざわざ一般質問とかでそれを持ち出さんならんかという、監査の経験者が。出す必要はないわけやろう。

○部会長（服部孝規君） 西川委員。

○部会員（西川憲行君） 僕は、ただこの守秘義務という部分については、部会長のやつを例に出して、そこまで秘密という問題というのは極めて狭いですよという説明がしたかっただけで、ただ監査で知ったやつをネタにしてもう1回本会議で質問しますという意味ではなくて、副部会長が言われたように、監査とは全く関係ないことやけど、自分がそのときにかかわっている問題で一般質問ができるんじゃないか。それに対して秘密とどう兼ね合うんやという、秘密なんてそんなに監査でも微々たる部分しかないですよということが言いたかっただけで、あくまでも監査で知ったことを本会議でもう1回蒸し返して言うという意味合いではないということだけはちょっと確認して。

○部会長（服部孝規君） 高島委員。

○部会員（高島 真君） いや、その知り得たことが何か普通の人はわからへんし、公務員って定年が過ぎても守秘義務はついて回ってくると思うんですよ、何があろうと。警察でも何でも。そうしたら、この1年間が済んで、そうしたら次、ええやんかという話でもありませんやんか。ただ、自分が知り得たことの手段として情報公開してその数字が出るだけの話であって、僕、これは昔、大分と会社でやったことがあるんやけど、守秘義務というのはそんな安易なものじゃなくて、これは関係ない関係あるじゃなくて、守秘義務が何かもわからんわけよ。何を守秘していかなあかんかもわからないということで、これは全然関係ないことやんと言うても、森副部会長が言われる、わからへんのですよ、何が守秘になっているのか。

それと、僕が言いたいのは、1年間終わったらもうそれでええやんじゃなくて、守秘義務というのは、公務員って定年が過ぎようが何しようが一生持っていけないとあかんということを皆さんわかっておってくれと。守秘義務というのはそういうもんですよ。自分が知って、それを正当化するために情報公開して数字を引っ張ると言う話ではないということなんですよ。

○部会長（服部孝規君） 整理しておきたいんやけど、守秘義務に当たらない問題ということ的前提にちょっと話をするけど。

守秘義務に当たらない、いわゆるオープンにできるような数字をたまたま監査で見たという場合は、当然それは市としてもオープンにできる数字なので問題ないわけやな。そうやろう。要するに、市が情報公開請求されればオープンにする数字なので。だから問題は、情報公開請求しても、それこそ黒塗りが出てこないようなものを知ったからといって、それを使ってどうこうはできやんという意味での守秘義務やと僕は思うのやけど、その範囲で、守秘義務に反しない範囲で問題になってくるのは、

そのヒントを得るとのことよ。そうやろう。

そういうことを言い出すと、監査委員をやった人は一般質問で、あの人は監査委員やったな、あの質問はひょっとしたら監査でヒントを得ておらへんやろうかと一々誰が見るのということやわ。そのことがもしヒントを得たことやとしたら、それをどうするんということやわな。

その判断は難しいで、そうやけど。

高島委員。

○部会員（高島 真君） 難しいの。だけど、僕が言いたいのは、守秘義務というのはそんなに簡単なものやないと言うんですわ。

○部会長（服部孝規君） だから、それは守るといふの。だから、守秘義務としてあくまでも出してはならないものは出さない。これはみんな一致していると思うの。問題は、オープンにできるような数字とかそんなものまで知り得た秘密に入るかといったら、僕は入らないと思うんやわ。

はい、会長。

○会長（前田耕一君） だから、結局こうやって議論をせんらんわけやな。ということは、それだけ監査の経験者とか、やっている者が質問とか質疑をするということは難しいんさ。はっきり言うてな。

それで、さっき高島委員は、これは全部守秘義務に当たると言うた。当たらん部分もあるというやんか。これも解釈というのは、個々の判断によって変わってくると思うんやわ。だから、一番無難と言うたら、逃げみたいになるけれども、監査委員は1年間はおとなしくしている、おとなしくしているという言葉は表現は悪いけれども、というのが無難であって、これぐらいのものと思っていても、その立場においてわかったものはやっぱり特殊な業務についていて知り得たことやから、やっぱり余り公に、あからさまにするのはちょっと控えるべきという部分はあると思うんですわ。仕方がないやろうなあと。それは、予算にしても決算にしてもこれは一緒やと思うんやわ。拡大解釈したら全部関連してくるもん。せやで、ちょっと、部会長が頑張ってくれたけど……。わかるよ、それは。商売をしている関係でいったらそういうことになっていくと思うけど、それは自分の都合のいいように解釈したら、これは当然情報公開して出るもんやから守秘義務やないということは一概には言えへんと思うし、物によってはそのとおりのやという部分もあると思うけど、ちょっと難しいわ、これは。

○部会長（服部孝規君） あと、豊田委員と、それから中崎委員と意見を聞かせてください。

中崎委員。

○部会員（中崎孝彦君） 今はいろんなご意見を伺っておったんですけど、やっぱり秘密に関することとかいろんなことは人によって判断も違うし、そこで明確に線を引いて、監査委員としてあの質問ならええやないかとか、あれはちょっと監査委員としてはまずいなあとかというのは判断が難しいし、僕は今も思うておるんですけど、やっぱり監査委員ということなら、ここにも書いてありますけど、公正普遍の態度を保持するというようなことですので、やっぱり監査委員を務めてみえる方というのは、質問というのは遠慮してもらったほうがいいかなあというふうに思います。

○部会長（服部孝規君） なるほどな。

豊田委員。

○部会員（豊田恵理君） 未経験なのであれなんですけれども、今のお話を聞く限り、本当に判断は難しいのかなというふうに思いました。

○部会長（服部孝規君） そうしたら、どうしますか。もう少し議論しますか。一番最短で、さっきも言うたように、11月の改選以降、もし変えるということであればそこが一番新しい。もちろんそれをもう1つ越してもう1年送っても構わんことやし、とりあえず引き続き議論していきますか。どうしますか。そのことをまず。それと、ある程度ここでこの検討課題を棚上げするというふうにするのか。

高島委員。

○部会員（高島 真君） ここまでもめるんやったら、僕は棚上げしておいてええと思うんですわ。そこまで無理してすることもないと思うよ、僕は。

○部会長（服部孝規君） それじゃあ、まず提案者でもある西川委員から。森さんやったか。

森副部会長、ちょっと意見を聞かせてください。この扱いをどうするかという。別に続けてもええと思う、僕は。議論はね。

○副部会長（森 美和子君） 難しい。どこかでこじあげたいと思うけど。

（発言する者あり）

○部会長（服部孝規君） 監査委員をやっているときに、何でこういうことも質問できやんのやという思いがあるんやと思うよ。別に監査と何も関係のない、例えば国が新しく法律をつくった。それに対してどうしても質疑したいと。それは監査と何も関係ないのや。そういう問題についてもできやんわけやわな。そういうようなことをいうんやろうと思うけど。

（発言する者あり）

○部会長（服部孝規君） 確かにここにもずうっと書いてあるけれども、本当に判断が難しいのな。職務上知り得たことなのかどうかという判断が非常に難しい。誰がどう判断するかという、そこができやんもんで。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） 判断するとなったら同僚の監査委員しかいません。

○部会長（服部孝規君） だから、そうなってくるとそういう問題が出てくるので外しておこうかという、それが無難やないかという日本的な発想やと思うけど、なるんやろうな。

中崎委員。

○部会員（中崎孝彦君） これ、監査委員の人が質問してもええとか悪いとかということなんですけど、例えば監査委員でも質問してもええよと。守秘義務とかいろんなことはクリアして、こういうことならええやないかということで、それならええなあと言うて、議場の中の議員間ではええやないかというようなことになっても、やっぱり本会議とかいろんなことではテレビを見ておる人もおるもんで、今まで監査委員は質問していないということが、なぜ質問していないというてもわかっている人もたくさん見えるもんで、第三者の市民から見た場合に、やっぱりこんなことは適当な言葉がどうかよう僕もわからんですけど、監査委員が議会で質問するというのはええのかというようなことも起きてくるんじゃないかなあという懸念はあると思うんですけれども。

○部会長（服部孝規君） それは、変えるとしたときはきちっと説明せんとあかんやろうね。何で今まではあかんで、今回なぜそれをオーケーにするのかということはかなりきちっと説明をせんと、11月から変わりますみたいなことで簡単にはいかんと思うな、それはな。

わかりました。それじゃあ、とりあえず引き続きの、またある意味残して。ただ、次、また5月も

やるかというところではないんやけれども、課題としてはちょっとおろさずに残しておきたいというふうには思います。

それでは最後に、次回の開催、5月ということで日程をちょっと調整したいと思います。

(日程調整)

○部会長(服部孝規君) それでは、25日で行きましょうか。

(「はいの声あり」)

○部会長(服部孝規君) そうしたら、5月25日に開催したいと思います。

以上で、議会改革推進会議検討部会を閉会します。

午後2時47分 閉 会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 28 年 4 月 11 日

議会改革推進会議部会長 服部 孝規